

Title	古代日本における公卿上表と皇位
Sub Title	The court aristocrat's memorials to the emperor and the throne in ancient Japan
Author	中野渡, 俊治(Nakanowatari, Shunji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.1 (2011. 3) ,p.21- 46
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20110300-0021">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20110300-0021</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 古代日本における公卿上表と皇位

中野渡 俊 治

はじめに

上表とは、表（表文）を天皇に上ることであり、臣下が天皇に対して意見を具申することである。臣下から天皇に対して意見具申する場合として、公式令に論奏・奏事・便奏の各式が定められている。しかし論奏・奏事・便奏と上表とは、前者は諸司などの意向を太政官を経て上申するものであり、後者は臣下個人が太政官を経ずに直接天皇へ意見を上申するとされた点に相違がある。職員令3中務省の中務卿の職掌に「受納上表」とあるように、表文は中務省が取り次いで天皇に達するのである。

ただしこれまでの上表に関する専論において、『令集解』職員令中務省条の解釈から、上表に際しての太政官

の関与が問題となってきた。同条令釈に「経中務而先由太政官。後経中務上表」とあることから、中務省が上表を天皇に取り次ぐ前に太政官を経由することが想定され、その意味が論じられてきたのである。また上表が持つ機能も論じられてきた。例えば谷口昭氏は、任官時の上表や上表の手続きから、上表を一般的な解や奏とは異なつた非日常的要素を持つとしつつその内容に実質性を求め、さらに太政官行政機構の隙間を埋める一事象とする<sup>(1)</sup>。森田悌氏は上表は日本の伝統には馴染まず、天皇専制に結びつくものではないとする<sup>(2)</sup>。これは上表受納に太政官が関与しないとする解釈から生じている。また上表の儀礼的側面を「重々しい」とし、律令原則や施策の改訂上申のような場合に用いられたとする。そして九世紀以降、仰々しい上表よりも、簡便な奏状が用いられ

るようになったとする。黒須利夫氏は、上表の儀礼的側面を重視し、上表文の文例である「書儀」の受容と、天平年間を中心とした儒教に基づく中国文化の受容との関係を指摘する<sup>(3)</sup>。

専論以外にも相田二郎氏は「臣下から至尊に、祥瑞慶事を祝賀し、若しくは官職等を拝辞する為めに奉る文書を表と申」し、「表は儀礼上重すべきものであったが故に、その作成の上にも至極鄭重な作法を尽くしたのである」とし、また大津透氏は「皇太子以下百官、庶人が天皇に奉る書で、中務省が受納して天皇に奏上し、太政官は関与しない。僧侶の場合は玄蕃寮、治部省ないし諸国を経て中務省が受納した。儀礼的用途に限られるが、九世紀前半は実質的政治献策も行われた」と説明する<sup>(5)</sup>。

このように上表はいずれも「儀礼的」要素が強調される。しかし上表の実例を見ると、実質的な内容を持つ臣下の意志を、天皇に示す場合もある。表とは臣下(個人)が天皇に奉る書一般を指すので、その内容は多岐に渡る。上表によって臣下が具申する内容は、賜姓、致仕、改元要請など、天皇独自の権限に関わる事項に及ぶ。それに加えて即位・立太子請願など皇位継承に関わる問題に際して、公卿上表の形を取り議政官が百官の代表とし

て上表する場合がある。この場合は単なる儀礼的上表に止まらない。皇位継承に関して臣下が天皇にその意志を示し、また天皇や皇太子の正統性を確認する意味を持つのである。

本論はまず『令集解』職員令中務省条を読み直し、太政官の関与の有無を再検討する。続いて特に公卿上表を取りあげて、上表が有した機能や臣下と天皇との関係を考える。この公卿上表の検討から、奈良時代以降見られる臣下による皇位継承への意思表示の分析と、また十世紀以降、公卿上表の影響力が低下することの考察を課題とする。

## 一 「上表」とは

### (一) 「表」の字義

上表は史料上様々な場合に用いられ、その実態は一定しない。「上表」とは「表を上る」ことである。ここではまず「表」の字義を述べる。『大漢和辞典』は「事理を明白にして君上に告げる文。封事などの外見を憚るものに對し、外見を憚らぬもの」とする。古字書では例えば、『説文解字』に「上衣也、从<sub>毛</sub>衣从<sub>毛</sub>、古者、衣裘以<sub>毛</sub>為<sub>表</sub>」<sup>(6)</sup>とあり、「表」そもその意味と

して、表おもてに着る上衣であるとす。漢代の『独断』は臣下が君主に上る書の書式として章・奏・表・駁議の書式を定め、表について需頭(7)をしないことや、名乗りに臣某と称することとその位置(8)、尚書に詣でて上ることなどを説明する。そして表はみな封を開く(表皆啓封)が、密事の場合は封のまま上ることができるとする(其言密事得(9)曩盛)。また『文選』表 李善註には「表者。明也、標也。(後略)」とある。このように字義から見ると、表は、「表者。明也」という『文選』註や、封を開いて上るという『独断』の説明から、『大漢和辞典』の「外見を憚らぬもの」という解釈がその本質を衝いていよう。内容を明らかにして君主に上ることが、上表が持つ特徴なのである。

## (二) 日本令の上表規定

唐制では上表は令に規定があり、また『大唐六典』卷一 尚書都省に「表上(1)於天子」とあるように天子に上る書を表とするとされていた。唐令を継受した日本令では、上表規定は主として以下の条文に見られる。

①職員令3中務省条「卿一人。掌。(中略)受納上表。」(復旧唐三師三公臺省職員令10に対応)

古代日本における公卿上表と皇位

②僧尼令8有事可論条「凡僧尼。有事須論。不縁所司。輒上表啓。并擾乱官家。妄相囑請者。五十日苦使。(後略)」(唐令には僧尼令なし。道僧格も対応する格は復元できない)

③選叙令21官人致仕条「凡官人年七十以上。聽致仕。五位以上々表。(後略)」(復旧唐選叙令14に対応)

④儀制令1天子条「陛下 上表所稱」(復旧唐儀制令1に対応)

⑤儀制令3皇后条「凡皇后皇太子以下。率土之内。於天皇太上天皇上表。同稱臣妾名。(後略)」(復旧唐儀制令3に対応)

⑥公式令63訴訟条「凡訴訟。皆從下始。(中略)至太政官不理者。得上表。」(復旧唐公式令40に対応)

①は上表受納の担当が中務省であることを定め、③は五位以上の官人が致仕を望む場合には、上表によるとする。また④と⑤は上表の対象に触れる。④は上表する際には天皇を陛下と称することを定め、⑤は皇后・皇太子と臣下が上表する対象を天皇と太上天皇とし、上表する際は臣・妾と称することを定める。②と⑥は官人や僧尼が上

表する場合の規定である。②は僧尼が所司<sup>(9)</sup>を経ないで上表することを禁ずる。この場合の上表は『令義解』によると、⑥の官人以下が訴訟を起こし太政官の裁決にも不服であった場合、上表によって自らの意見を天皇に伝えることができるとする上表と同種であるとする。

これらをまとめると、上表の対象は天皇・太上天皇であり、臣下からの受納は中務省が担当する。そして、上表の内容には官人の致仕請願、訴訟の不服などがある。また僧尼の上表も認められていたが、関係所司を経ない上表は認められていなかった。

しかし上表は、令文中中務省が受納を担当することになつているにも拘わらず、前述の『令集解』諸説に、太政官の関与を説く解釈がある。このことについて、次節で私見を整理する。

(三) 太政官の関与―『令集解』諸説の検討―

これまで上表の専論で議論となつてきたのは、中務省の職掌である上表受納に対する太政官の関与の有無である。これに言及したものと、まず谷口昭氏は、中務省は太政官機構の一部であるから、太政官も上表内容を把握するとしながら、太政官を経由するか否かは副次的

な問題であるという<sup>(10)</sup>。森田悌氏は、大宝令制下では太政官が関与していたが、養老令制下では太政官の関与が除外され、中務省のみが上表事務を扱うようになったとする<sup>(11)</sup>。また黒須利夫氏は中務省条「受納上表」の令釈や僧尼令8有事可論条などの古記から上表が太政官を経由するとし<sup>(12)</sup>、天平年間の段階では、上表儀の特質が理解されなかったため、太政官が関与することとなったとする<sup>(13)</sup>。一方角林文雄氏は「由太政官」を公式令訴訟条に関することとして解釈する。ただし、角林氏は「まず太政官に提出して受理されないという経過を経た後、中務を経て上表する」とし、この場合の上表も中務省が担当するとする<sup>(14)</sup>。

これらの議論の基となるのは『令集解』職員令3中務省条の中務卿の職掌「受納上表」の注釈であり、特に令釈の「経中務」而先由「太政官」。後経「中務」上表」の箇所である。まず「受納上表」の集解諸注釈を挙げる(各注釈ごとに便宜上番号を振る)。

①義解…謂。凡上表者。不<sub>レ</sub>由<sub>二</sub>太政官<sub>一</sub>。直向<sub>二</sub>中務省<sub>一</sub>。省受取奏<sub>二</sub>進至尊<sub>一</sub>也。

②令釈…釈云。選叙令。官人年七十以上。聽<sub>二</sub>致仕<sub>一</sub>。五位以上上表。表碑矯反。広雅。表書也。釈

名。下言於上書曰表也。又公式令。訴訟  
從下始條云。至太政官不理者。得上表。  
又職制律稱律令不便於時條云。詣闕上  
表者不坐。如此之類經中務。經中務而  
先由太政官。後經中務上表。但公式令云。  
有事陳意見欲封進者。即任封上。少納  
言受得奏聞。并諸條中。申官奏聞等之色。

經官奏耳。為非上表。故云。拋公式令。  
至太政官不理者得上表。故知。上表。直  
進中務。不申太政官。官判依先說。

③穴記…穴云。受納上表。謂。凡諸上表皆悉入中務。  
不合由太政官。故異官判。云先經官者。  
旧令情耳。

④跡記…跡云。受納上表。謂五位以上致仕。又至太  
政官不理者得上表。又律令之不便至闕  
而上表等。如此之類。皆先由太政官。官  
召中務。奏而收置也。

この註釈の構成はまず、①義解の解釈として上表は太  
政官に由らず、中務省が受理するとある。次に②令釈は、  
令文中の上表の例として選叙令21官人致仕条の、五位  
以上官人致仕を挙げ、「表」の反切と中国の古字書（『広

雅』と『釈名』の註に触れる。続いて、公式令63訴  
訟条と職制律59稱律令不便於時条の上表の場合を挙げ  
る。訴訟条は、訴訟が太政官判断に至っても納得しない  
場合は上表をすることができるという規定であり、稱律  
令不便於時条は、律令条文の改訂は太政官に申し出るべ  
きであり、太政官に申さずに改変してはならない。ただ  
し上表した場合は罪に問わないというものである。ここ  
で令釈は、aこれら選叙令・公式令・職制律の上表は中  
務省を経るとするも、先に太政官に由れてから、中務省  
を経て上表する。b公式令65陳意見条を引いて、意見  
封進の場合は少納言が受理して奏聞するとあるように、  
太政官に申して奏聞すると規定する場合は、上表ではな  
いので太政官を経る。そして公式令63訴訟条の場合を  
例に挙げながら、上表は直接中務省に進り、太政官に申  
さない。以上の二説を示す。

この二説に対してc官判（太政官の判断）は先説、す  
なわちaの先に太政官に由れるべきであるとの説を採る  
とする。

また③穴記は、上表の受納はみなことごとく中務省が  
行うのであって、太政官には由れないとする。そしてこ  
の解釈は官判と異なるとし、先に太政官に由れるという

のは、旧令（大宝令）の解釈であるとする。

続く④跡記は上表の受納の例として、令釈と同じく選叙令21官人致仕条と、公式令63訴訟条と職制律59称律令不便於時条を挙げる。そしてこれらの場合は。先に太政官に由れて、その後太政官が中務省を召して奏進するとする。

これを整理すると、養老令制下において上表受納は原則として中務省の担当であり、中務省を経て天皇に奏進される（義解）。しかし実際の運用はまず太政官にもたらされ、太政官が中務省を召して上表文を渡し、中務省が天皇に奏進するというものであった。これは太政官の判断に拠る（令釈・跡記）。中務省が受納する前に太政官を経ることに關しては、上表は太政官が受納する意見封進ではないので、太政官を経るべきではないとする説もあるが（令釈・穴記）、大宝令制期からの運用によって、先に太政官を経るのであるとする（穴記）。以上のようになる。従って、上表受納に太政官が関与する場合があるということは、先学が指摘した通りである。

なお臣下と天皇を結ぶ機能を持つ上表受納が、太政官を経ることを、太政官が臣下と天皇の間に介入する問題として捉えることもできよう。しかし、谷口氏がこれは

手続き上の問題であり、太政官の関与を副次的としたように、先に太政官を経由するということは、必ずしも上表の内容への介入を意味しない。集解諸説では太政官に「由」れた後に中務省に「経」れるとするが、「由」も「経」も經由するという<sup>(18)</sup>ことであり、太政官ないし中務省が内容に介入をしたり、判断を加えるということではない。

本来中務省が担当する上表受納が太政官も經由することとは、穴記の指摘に依れば「官判」（太政官の判断）であり、その根拠は「旧令情」にあるとされる。旧令すなわち大宝令条文に、太政官を経由する規定があったか否かは復元できない。しかし大宝令施行後、中務省がその職務に習熟するまで、太政官が上表受納の経過を把握するという意図により、実際の運用判断として「官判」が下されたのであろう。<sup>(20)</sup> 具体的には跡記にあるように、上表しようとする者は、まず太政官に申し出、それを受けて太政官は中務省を召して、奏上するということになる。ただし太政官を経由することは、養老令文には見えない。またこれまで見てきたように、『令集解』諸説も、令釈は太政官を経由する説としない説を挙げ、經由する根拠として令文ではなく官判を持ち出すのみであり、穴

記ははっきりと自説は官判と異なるとする。同じく『令集解』の陳意見条では、穴記が引く跡記は「申官。但作表者。申中務合奏者」とし、意見書は太政官に申すが、表の形式ならば中務省に申して奏上するという。また穴記が引く私案も「仮有。人申官者。官送彈正。若至太政官。不理之徒作表者。申中務。中務送彈正可三審。為中務上表事也。」とあり、上表を取り次ぐのは中務省の担当であるとする。つまり有事陳意見条集解諸説は、上表は中務省が受納するのであるという立場を崩さず、太政官が関与することに言及しないのである。

何よりも義解は「凡上表者。不由太政官。直向中務省」といい、『延喜式』中務省上表条も上表者（またはその子弟）が中務省曹司に表函をもたらすとする（太政官式に上表のことは見えない）。平安時代の運用解釈・実例を見ても、あくまでも上表の受納を中務省としており、太政官の関与に触れることがない。森田氏は、養老令制下になって太政官の関与が除外されたとするが、令釈・跡記・穴記が議論の対象としたように、施行後即除外というのではなく、次第に中務省のみが受納するよう収斂していったのであろう。

太政官の関与と言っても、それは上表の内容の審議に關わるのではなく、上表が行われることを把握するに過ぎない。上表受納はあくまで手続きであり、臣下から天皇に表がもたらされることが重要なのである。例えば天平十二年（七四〇）の有名な広嗣の乱勃発時における藤原広嗣の上表文は、当時の太政官首班である橘諸兄政權を批判する内容であるにも拘わらず天皇のもとに届いており、太政官が介入した形跡はない。

## 二 日本における上表の事例

上表の早い事例として『宋書』夷蛮伝倭国条に、倭の五王の讚や武の奉表が見える。また朝鮮諸国から表文が奉られており、早くから対外関係の場において用いられていた。また国内の場合も、『日本書紀』にいくつか上表の事例が見える。ただし上表の受納官司である中務省の職掌は淨御原令段階でも未確立であり、前章で検討したような令制に則った上表は、七世紀までは行われていなかった。

大宝律令施行に伴って上表は、受納官司、上表の対象、対象への呼称、上表の使用例が令文に盛り込まれて制度化された。大宝令における上表規定は、『令集解』儀制



令1天子条「陛下」の注釈に「古記云。上表。謂進天皇之書。謂之上表也。」とあることや、同3皇后条古記も上表に言及しているので、その存在が確認できる。

中務省が受納官司であったか否かは、「受納上表」の職掌が復元できないので確定できない。しかし、唐開元七年令の三師三公臺省職員令10に中書令の職掌として「文表授册」があることや、『続日本紀』にも大宝令制期の上表が対外関係以外でも見られることから、大宝令は養老令と同様に中務省が担当していたと見てよい。もっとも、上表が多く見られるようになるのは八世紀半ばを過ぎてからである。これは黒須氏が指摘するように、文章を整えることが多い上表の書式が官人層に浸透するには、文書行政の習熟や天平七年の遣唐使帰国による唐札などの輸入を待たなければならなかったのである。

上表によって奏進される内容は、辞官、致仕、封戸辞退、改姓、放賤従良、政策建議などに及ぶ。政策建議はともかくとして、いずれも天皇の勅によって裁定が下されるべき事項に属する。八世紀段階での実例として、賜姓請願では例えば『続日本紀』天平八年(七三六)十一月丙戌(十一日)条の、県犬養橘三千代を母とする葛城王・佐為王らが、臣籍降下と母の姓にちなむ橘姓賜姓を

願い出た例や、天平十一年四月甲子(三日)条の高安王らが大原真人姓賜姓請願の上表を行い、約半年後に裁可された例がある。臣籍降下や賜姓のような身分の変更を要する事項は、天皇に対しての上表によって表明され、天皇からの詔によって可否が示された。

賜姓請願の場合はほぼ上表が裁可されているが、上表が常に裁可されたのではない。却下されることを前提に上る儀礼的辞表の他に、事情によって裁可されない上表もあった。例えば、『続日本紀』宝龜元年(七七〇)十月丙申(八日)条の吉備真備の右大臣辞表(厳密には呂の右大臣辞表の場合、高齢にもかかわらず却下されている。両者とも後に、再度上表をして辞職が認められているが、上表に対しては機械的な回答ではなく、天皇の判断<sup>(28)</sup>によって時宜に応じた対応が取られているのである。身分の変更を天皇に求める場合としては、『続日本紀』天平十六年七月丁卯(六日)条に、紀男人と紀国益が奴婢について争った事件に関連して、紀国益の子の清人が上表して従良を行った例がある。良から賤、賤から良という人間の身分の移動もまた天皇の決定事項であり、上表によって臣下から意思表示されることがあった。

このように臣下個人が天皇に対してその意志を表明する以外に、個人ではなく複数の官人が同時に天皇に対して意志を表明する場合もある。これは太政官が奏上する論奏などとは異なり、官人個々の意見を集約したものである。例えば『続日本紀』天平三年八月辛巳（五日）条には舍人親王が諸司の主典巳上を内裏に召して、人材の推挙を求める勅を伝えるとある。これに対して八月癸未（七日）条に「主典巳上三百九十六人詣闕上表。挙名以聞」とあり、主典以上の官人が上表して人材を推挙し、丁亥（十一日）条で藤原宇合ら六人が参議となった。この結果議政官には、藤原氏から現任の大納言武智麻呂、参議房前に続いて宇合、麻呂の二人が参議として加わり、藤原四子が全て議政官となった。この時代藤原氏の勢力が拡大し始めたとはいえ、同一氏族の兄弟四人が同時に議政官に加わることは異例である。このような異例な人事が波紋を招かずに行われたのは、これが上表による官人の推挙に基づいた人事であり、官人たちの承認のもとに行われたという構図が背景にある。

上表による意思表示は、政務運営関係だけではなく、臣籍降下・賜姓、致仕のような官人の身分、あるいは良賤問題のような人間の身分に関わることなどに及ぶ。官

人から自らの身分や官職の進退について、太政官ではなく天皇に対して直接上申して判断を求めることは、天皇独自の権限に関して、個人としての官人と天皇を結ぶ機能を果たし、天皇と官人（あるいは庶人まで）との君臣関係の確認の意味を持つ。上表に際しての臣下の名乗りである「臣某」形式は君臣関係の象徴である<sup>30</sup>。また、例えば前述の吉備真備の致仕上表に対する勅答の結語には「指不多及」とあり、これは唐の慰勞詔書、論事勅書に多く使用され、臣下の表に直接回答する形式である<sup>31</sup>。

さらに政策建議に上表が用いられることは、官人が政策決定に関与し、その結果を認める意味も持つ。十世紀以降時代が降るに従って、上表は公家社会において辞表や朔旦冬至の賀表にのみ用いられ、「形式化」する。しかし平安時代中期までは、様々な面で「実質的」に用いられていた。平安時代中期から上表の実質性が失われたのは、外交関係の消極化による対外関係表文の低調化、平安期以降の改姓請願の落ち着きや、藤原氏・源氏による政権寡占などがもたらした身分の安定・固定化<sup>32</sup>といった時代の変化が背景にある。このような結果、上表は辞表の場合など特定の儀礼的要素に固定化したのである。

### 三 公卿上表と皇位継承

これまで述べてきたように、上表は個人の意見上申が多く、また平安時代に入ると辞表など限られた場合に用いられるようになる。しかしその一方、公卿が百官を代表して連名で上表をする例もある。『西宮記』臨時二上表事には「国家有慶事、異恒所者、即百官詣闕共上賀表」とあり、私事以外の国家慶事に際して百官が上表をする場合が見える。「国家慶事」とは、『西宮記』では「立皇太子皇后、及瑞物賀表」を例として挙げる。上表は個人の意志を表すだけではなく、立太子や立后のような皇位に関わる事項について、臣下が意思表明する場合にも用いられたのである。

皇位継承に際して公卿が上表を行うことは、すでに藤森健太郎氏が公卿による即位勘進の点から論じている。<sup>33)</sup>

ここで藤森氏は公卿による上表を、臣下の側からの天皇や皇太子の正当性に対する意思確認や合意形成の機能を持つと指摘した。この見解は首肯できるものであり、本論もこれを継承する。ただし公卿上表は、藤森氏が論ずる天皇即位時だけではなく、立太子や即位要請、改元、祥瑞祝賀など皇位継承に関わる様々な局面で行われてい

る。最後にこうした公卿上表と皇位継承との関係を考察する。なお史料上、上表をする際に議政官が百官を率いて行うという表記が見られる。このような場合も、意志の主体は議政官であるとして、公卿上表として扱う。<sup>34)</sup>

#### (一) 皇太子の地位確認の上表

##### ① 聖武天皇皇子に関する上表

神亀四年閏九月、聖武天皇と光明子との間に皇子が生まれた。『続日本紀』神亀四年(七二七)十一月己亥(二日)条には「天皇御中宮。太政官及八省各上表。奉賀皇子誕生。并獻玩好物。」とあり、続く庚子(三日)条に「僧綱及僧尼九十人上表。奉賀皇子誕生。施物各有差。」とある。ここで聖武天皇が平城宮中宮に御し、太政官と八省が皇子誕生を祝う上表と玩好物を獻じ、翌日には僧綱と僧尼が皇子誕生を祝する上表を同様に行った。しかも皇子は、この太政官・八省による上表と同日の聖武天皇の詔によって、皇太子に立てられている。聖武天皇の詔の内容は、皇祖の加護を受けたことにより皇子を得たので皇太子とするというものであり、天皇の意志で皇太子を立てたという論理となっている。しかし、立太子詔が官人たちの上表の後という点に注目し

たい。このときの立太子は、光明子所生の皇子の即位を  
目指す藤原氏の思惑もあり、<sup>36)</sup>生後一月余の幼児を皇太子  
とした点で大いに異例な事であった。己亥条では上表の  
後、文武百寮已下使部までを朝堂に宴し、五位以上に綿  
を賜い、さらに「累世之家」の嫡子で五位以上の者に綿  
を賜るといふ恩典を与えている。皇子生誕による恩典付  
与としては、すでに七夜に当たたる十月癸酉条と翌甲戌条  
で大赦や賜物・賜祿が行われている。また、己亥条の構  
成は①官人の上表、②恩典の付与、③立太子詔となつて  
おり、恩典付与は単に立太子の結果としてではない。つ  
まり、まず官人による皇子生誕の祝意表明があり、それ  
に対する天皇の恩典付与があつた上で、立太子が行われ  
ている。上表によって太政官や八省を構成する官人が皇  
子の存在を承認し、それを承けて立太子が行われるとい  
う構図なのである。

## ② 大炊王立太子に関する上表

同じく立太子に当たつて上表が行われた例として、  
『続日本紀』天平宝字元年（七五七）四月辛巳（四日）  
条の大炊王立太子の場合がある。この四月辛巳条は、①  
孝謙天皇が群臣を召して皇太子候補者を議し、②孝謙天  
皇が大炊王を指名、③孝謙天皇の勅による、道祖王廢太

子と大炊王を皇太子とする経緯の説明、そして承塵の裏  
の文字出現がこのことに対応することの説明、④大炊王  
立太子に伴う恩典付与となっている。この日の記事は  
「百官詔」朝堂。上表、以賀「瑞字。」で終わる。この記事  
の前の三月には、三月壬戌条（二十日）で寝殿の承塵の  
裏に天下太平の四字が現れ、丁丑条（二十九日）で皇太  
子道祖王を廢している。ここで上表して賀したのは三月  
に現れた瑞字のことであるが、瑞字と大炊王立太子の関  
係<sup>37)</sup>からしても、百官の上表は大炊王の立太子を賀したこ  
とにもなる。廢太子と藤原仲麻呂の息のかかった大炊王  
の皇太子決定という事態に際し、百官による上表という  
行為を通して、天皇の前で大炊王を賀するという支配者  
層の意志確認行為が必要とされたのである。事実、この  
三か月後には橘奈良麻呂の変が発生するなど孝謙天皇の  
後継者をめぐる動向は不安定であつた。

## ③ 皇后藤原乙牟漏に関する上表

『西宮記』が百官上表の場合として挙げる「立皇后」  
上表は実例がない。しかし皇后に関する上表の一例とし  
て、『続日本紀』延暦四年（七八五）六月辛巳（十八  
日）条に、皇后宮に赤雀が現れたことを百官が賀した記  
事がある。まず「右大臣從二位兼中衛大臣藤原朝臣是

公等、率「百官」上「慶瑞表。」とあり、右大臣藤原是公が百官を率いて慶瑞の表を桓武天皇に上った。その内容は、皇后宮に赤雀が現れたことを祥瑞として賀し、桓武天皇と皇后藤原乙牟漏（式家）の徳を称えるものである。そして桓武天皇はこの上表を嘉納するとともに、佐伯今毛人ら皇后宮職の官人に叙位を行っている。

この祥瑞をめぐる一連の流れは、『続日本紀』延暦四年五月癸丑（十九日）条に「先是、皇后宮赤雀見。」とあり、皇后宮大夫佐伯今毛人の祥瑞出現の上奏により、桓武天皇の詔により叙位などが行われている。そして六月癸酉（十日）条で皇后宮職の主典以上の官人に叙位があり、さらにこの六月辛巳条で右大臣藤原是公以下の百官が上表して祝賀の意を表している。

この祥瑞出現は、五月癸丑条の桓武天皇による恩典付与として、叙位のほかに山背国の田租全免・長岡村（長岡京域）の百姓の京戸化があることから、前年の長岡遷都に関係する。しかし右大臣藤原是公以下百官の上表内容を見ると、五月癸丑（十九日）の桓武天皇の詔を承けて「新邑之嘉祥」に触れるとともに、天皇・皇后の徳を称え、「母儀方闡」と皇后の母としての儀容を賞賛しているのである。藤原乙牟漏は安殿親王（平城天皇）と神

野親王（嵯峨天皇）の生母であり、延暦四年にはすでに安殿親王が生まれている。延暦四年の皇太子は桓武天皇の弟の早良親王である。しかし同年十月の藤原種継暗殺事件に連坐して廢太子となり、十一月には安殿親王が新たに皇太子となっている。

皇后は場合によっては天皇に代わって臨朝称制が可能であり、皇后所生の皇子は最有力な皇位継承者となる。ここで皇后藤原乙牟漏の存在を強調して「母儀」を称えることは、その皇子の皇位継承権を確認することでもある。安殿親王の立太子は結果的に早良親王の廢太子によって早まったが、すでに事件の前から天皇と臣下の間では、安殿親王を皇位継承の有資格者とみなす合意形成が進んでいたのである。

## (二) 祥瑞出現に際しての上表

— 改元をめぐる天皇と臣下 —

公卿上表による皇位継承に関する意志表明は、時として天皇そのひとに対しても行われる。それが祥瑞出現に際しての天皇の正統性確認である。ここでは『続日本後紀』に見える仁明天皇の事例を挙げる。

仁明天皇は天長十年（八三三）二月、淳和天皇から讓

位された。仁明天皇は嵯峨太上天皇の皇子であり、嵯峨太上天皇の弟である淳和天皇の皇太子に立てられていた。そして仁明天皇の即位には何ら不安となる要素はなく円滑に譲位は行われた。その即位の翌年承和元年正月十六日に、大宰府から報告された慶雲出現の祥瑞を祝う公卿上表が行われている。『統日本後紀』承和元年（八三四）正月丁卯（十六日）条には、公卿による上表文と、それに対する仁明天皇の勅報がある。

先是。大宰府上言。慶雲見於筑前国。

至是。太政官左大臣正二位臣藤原朝臣緒嗣。右大臣従二位兼行左近衛大将臣清原真人夏野。従二位行大納言兼皇太子傅臣藤原朝臣三守。正三位行中納言兼兵部卿臣源朝臣常。正三位行権中納言臣藤原朝臣吉野。中納言従三位兼行民部卿臣藤原朝臣愛発。参議従三位行治部卿兼美作守臣源朝臣定。参議右近衛大将従三位臣橘朝臣氏公。参議従三位行左兵衛督臣源朝臣信。参議正四位下兼行相摸守臣三原朝臣春上。参議従四位上行式部大輔勲六等臣朝野宿祢鹿取。参議左大弁従四位上兼行左近衛中将春宮大夫武蔵守臣文室朝臣秋津。参議従四位上右大弁兼行下野守臣藤原朝臣常嗣等上表言。

（中略。上表文）

古代日本における公卿上表と皇位

勅報曰。禎符之応。不肯虚行。（中略）日慎一日。雖休勿休。賀瑞之言。閉而不聴。

ここでは上表を行った主体として、まず太政官と書き出して、左大臣藤原緒嗣以下参議藤原常嗣まで議政官十三名の名がある。そして彼らは太政官の構成員でありながら、太政官という組織ではなくそれぞれが「臣」と名乗って上表に名を連ねているのである。これは論奏のように太政官組織として天皇に意見を述べるのではなく、議政官各人の総意として天皇に上申していることになる。この上表は、慶雲が現れたことを「累聖之皇基」を承けて即位した天皇の徳の高さに依るものであるとして、祥瑞出現を賀している。

このときの上表は、仁明天皇が自らには祥瑞を受ける徳がない（「朕之非薄、何以当是、論不云乎」と勅報して、受納されなかった。しかし四月壬午（二日）条で「公卿重上賀慶雲表曰。」と改めて慶雲出現を賀し、ついに天皇もこれを受け入れている。この正月丁卯条と四月壬午条の上表は、「公卿以下」ではなく公卿の上表とされる。実際は他の史料に見える上表も、公卿が主体となって発議したものであり、百官はそれに付き従ったものである。従ってこの記述はむしろ「公卿以

「下」も含むとされる上表の実質を表したものであるといえる。このような公卿上表は「百官」を巻き込み、臣下の総意の形態を取りながら、臣下の意志を天皇に示すのである。

仁明天皇に対する公卿上表は、この後承和十五年（八四八）にもある。『続日本後紀』承和十五年六月庚寅（三日）条には公卿が白亀出現を賀して上表したことが見え、左大臣源常以下の議政官十三名全員が臣と称して上表をしている。これに対して仁明天皇は六月壬辰（五日）条で、再び自らに徳が無いことと（朕之菲虚。何以克任）、政治の理想を祥瑞出現ではなく道に求めて（寶祚之慶。在道不在神）、祥瑞の祝賀嘉納を拒んでいる。しかしこのときの祥瑞慶賀は、六月乙未（八日）条に「左大臣以下重詣朝堂。上表曰。（後略）。復式部省及僧綱等抗表賀「白亀瑞。」とあるように再び上表が行われ、さらに念を押すかのように式部省と僧綱も慶賀の上表を行っている。そのため仁明天皇もこの慶賀を拒みきれずに、六月庚子（十三日）条で「改承和十五年為嘉祥元年。（後略。嘉祥改元の詔）」と祥瑞出現を受け入れて、十五年続いた承和から嘉祥へ改元した。

このときも仁明天皇は当初祥瑞の出現を喜ばず、改元

もしない意向であった。それが公卿たちからの再三にわたる上表によって嘉祥改元となった。この祥瑞祝賀上表と天皇の不受のやりとりは、通常の儀礼的上表のように謙讓の意味を込めた祥瑞嘉納辞退と、臣下からの再要請として行われたかに見える。しかし佐伯有清氏はこの上表に、皇位継承に関わる祥瑞出現の嘉納を迫る臣下（具体的には藤原良房）と、それに難色を示す天皇という背景があることを指摘している<sup>(42)</sup>。つまりこの上表は、実質的には臣下の意思表示とそれに対する天皇の回答であり、藤原良房を中心とする臣下の意志による祥瑞出現と改元要請は、天皇としても無視することはできなかったのである。ここに改元という天皇の決定事項に臣下が介入する手段として上表が用いられ、上表による臣下の意志は、天皇も拒みきれないという事例が見取れるのである。

### (三三) 即位・立太子請願の上表

臣下が上表によって示す意志が天皇に対して影響力を持ち得た事例として、最後に最も重要な皇位継承そのものについて関わる場合を扱う。取り上げるのは、平城天皇と文徳天皇の即位をめぐる事例、承和の変の際、そして冷泉天皇の立太子の事例である。

(a) 平城天皇即位の上表

延暦二十五年(八〇六)三月十七日、桓武天皇は在位のまま歿した。そして桓武天皇の歿後直ちに皇太子安殿親王に劍璽が奉られている(『日本後紀』大同元年三月辛巳条)。ここで天皇からの讓位に因らずとも、神器の移動による皇位継承が行われたのである。<sup>(43)</sup>また、安殿親王の皇位継承は他に対立候補も無く問題なく行われた。しかし『日本後紀』大同元年(八〇六)四月丙午(十三日)条には、安殿親王すなわち平城天皇が未だ天皇となっていない様子が見える。

右大臣神王等上啓曰。(中略)伏惟皇太子殿下。稟惟  
勅之神姿。承元嗣之洪渚。誠孝過礼。哀慕靡追。  
神等遐覲。往册。緬歷前脩。莫不俯就。弘規。式纂  
洪業。伏乞殿下。可割荼毒。而存至公。率典章。而  
昇宝位。裁成四海。字濟万方。无任懇性之至。  
謹奉啓以聞。

とあり、右大臣神王たちは皇太子に上啓をして、天皇位に就くことを要請している。しかし平城天皇はすぐには要請を受け入れず、大同元年四月辛亥(十八日)条は「百官重復上啓曰」と再び即位を要請する上啓を「殿下」に行い、その発する命令を令旨ではなく勅とするこ

とを求めている。このときも平城天皇は依然「余小子未忍即称帝号」とし、大同元年五月庚午(七日)条に至って「陛下」に対して「群臣上表曰」と即位と積服を要請し、ここでようやく平城天皇も「因依来請」として受け入れるのである。そして五月十八日に至って大極殿で即位儀を行った。平城天皇は即位儀を行うまでの間に、すでに叙位や、地方行政に関する政務を行っており、皇位をめぐる政変も無いことから平城天皇が天皇であることは既定のことである。しかしそれでも平城天皇は、陛下と称されて天皇として扱われることを拒み、百官が再三上表をして即位を要請した結果ようやく即位する。その間に、五月七日の段階で上表は「陛下」に対して行われており、平城天皇に対する天皇としての礼遇は段階的に進められ、天皇であることは自明のこととなっている。それでも即位するまでには、臣下からの数度の上表による即位要請を要したのである。このように皇太子が前天皇の歿後すぐに即位せず、再三の公卿上表の後に即位した例はもう一つある。それが仁明天皇の後を継いだ文徳天皇の例である。

(b) 文徳天皇即位の上表

『日本文徳天皇実録』嘉祥三年(八五〇)三月己亥



(二十一日) 条は、仁明天皇が在位のまま歿したと、皇太子道康親王が継承した記事である。

仁明皇帝崩<sub>レ</sub>於清涼殿。于<sub>レ</sub>時皇太子下<sub>レ</sub>殿。御<sub>レ</sub>宜陽殿東庭休廬。左右大臣率<sub>レ</sub>諸卿及少納言左右近衛少将等。獻<sub>レ</sub>天子神璽宝劍符節鈴印等。須臾駕<sub>レ</sub>輦車。移<sub>レ</sub>御東宮雅院。陣列之儀。一同<sub>レ</sub>行幸。但無<sub>レ</sub>警蹕。

ここで皇太子道康親王は左右大臣以下から神器を奉られて踐祚した。しかし平城天皇の場合と同様に、すぐには天皇としての礼遇を受けず、公卿は即位を要請する上表を再三行っているのである。概略をまとめると、三月二十一日に仁明天皇が歿した後、三月二十七日に公卿が奏言し、令旨を勅に代えることを請うも許さず、四月二日には公卿が上啓し「殿下」に対して周漢故事・棺前即位の例を挙げて、即位を要請する。このときも令旨により要請を拒むが、その一方で国司などの任官を行っている。そして翌三日に至って公卿の重ねての上啓で、殿下に対して位を正すことを請い、ここで令旨により来啓に依るとする。その後四月十一日に東宮雅院より中殿(内裏仁寿殿)に移御し、四月十七日に大極殿で即位儀を行った。この場合も、皇太子道康親王の皇位継承に問題は無いにも拘わらず、天皇とならず、臣下もまた殿下に対する

上啓を行い、依然として皇太子としての礼遇を取り続けている。また三月己亥条には、内裏宜陽殿で劍璽を受けた道康親王が東宮雅院に戻る際、輦車に駕したとある。

その陣列は行幸に同じとするが、天皇の乗物である鳳輦ではなく皇太子が乗る輦車のままであったのである。橋本義則氏は嵯峨太上天皇以降、鳳輦は天皇だけの乗物とされ、太上天皇も含めて皇太子などは輦車を使用するようになったことを指摘した<sup>(45)</sup>。それにもかかわらず、ここでは身位を表す乗物も皇太子のままだったのである。一般に、劍璽が移れば皇位継承が行われるとされるが、平城天皇の場合と同様、即位までの一月弱を皇太子として過ごし、公卿の再三の上表の結果即位しているのである。

平城天皇と文徳天皇の場合、両者とも即位時点で皇太子決定をめぐって問題を抱えていたために、即位に踏み切るのが遅れたという事情があり、また九世紀初頭、桓武・平城期に始まる踐祚儀による皇位継承は、当初どの段階で天皇としての礼遇が確定するかは流動的であった<sup>(46)</sup>。このようなことから、平城天皇も文徳天皇も皇太子としてすでに継承者の地位は確立していてもなお、さらに臣下からの天皇としての礼遇確認行為を要したのである。

(c) 文徳天皇立太子の上表

文徳天皇は、皇太子になるときも上表によって立てられている。仁明天皇皇子道康親王が皇太子に立てられたのは、承和九年（八四二）八月であり、承和の変によって皇太子恒貞親王が廃されたことによる。『続日本後紀』承和九年七月乙卯（二十三日）条に皇太子恒貞親王を廃する宣命があり、その一週間後の承和九年八月壬戌朔条に「左大臣正二位藤原朝臣緒嗣。右大臣從二位源朝臣常已下十二人上表言」と公卿が新皇太子を立てることを求める上表がある。この上表文の奉呈者は、左大臣藤原緒嗣、右大臣源常以下十二人であり、それはこの時点での議政官全員である。そして文中に「方今上嗣<sub>レ</sub>賢<sub>レ</sub>前星<sub>レ</sub>虚<sub>レ</sub>位。其皇太子者。国之元基。不可<sub>レ</sub>暫<sub>レ</sub>曠」とあるように、虚位にあった前皇太子に代わって仁明天皇の賢明な皇子を、「国之元基」である皇太子に立てることを求めている。これに対して仁明天皇は、翌二日（癸亥条）の詔で不徳の自分には賢明な後嗣はいないとして上表に応えなかった。公卿はさらに四日（乙丑）に「天下之望」として皇太子を立てることを求め、その結果道康親王立太子が実現する。

公卿重上表。言<sub>レ</sub>「<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>天下之望<sub>レ</sub>早立<sub>中</sub>儲<sub>上</sub>貳<sub>上</sub>之状<sub>甲</sub>。  
（中略）今者皇子道康親王。系当<sub>レ</sub>「<sub>レ</sub>正統<sub>レ</sub>」性<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>「<sub>レ</sub>温恭<sub>レ</sub>」。

古代日本における公卿上表と皇位

率土宅<sub>レ</sub>心。群后婦<sub>レ</sub>美。豈棄<sub>レ</sub>宸方之元長。扱<sub>レ</sub>蕃屏之諸王。伏願。准<sub>レ</sub>「<sub>レ</sub>的旧儀<sub>レ</sub>」立<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>「<sub>レ</sub>太子<sub>レ</sub>」。不<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>「<sub>レ</sub>丹款之至<sub>レ</sub>」。  
謹重上表以聞。

是日。立<sub>レ</sub>皇太子。詔曰（以下略）。

この上表で公卿は道康親王を「蕃屏之諸王」に比して「系当<sub>レ</sub>「<sub>レ</sub>正統<sub>レ</sub>」」たるとして、皇太子に相応しいと称揚する。この場合も、再三の上表によって、道康親王が皇太子として相応しく、正統性を持つ要素が列挙され、最終的に臣下の総意に込める形で、仁明天皇が道康親王を皇太子としているのである。

道康親王は仁明天皇と、藤原冬嗣の娘にして良房の妹である藤原順子の皇子である。従って道康親王の立太子は、仁明天皇にとって望ましいだけでなく、外戚藤原良房の強い希望でもあった。承和の変の背景として、道康親王立太子を望む太皇太后橘嘉智子と藤原良房の動き<sub>(45)</sub>があり、仁明天皇に影響を与えたことが指摘されている。ここでも政変による廃太子後の新皇太子決定に当たって、公卿上表は公卿側の意志を伝え、かつ新皇太子を正統な存在として認めるという役割を果たしているのである。

もっとも、これまで見てきたような上表は、三度の辞讓など儀礼的に行われているに過ぎないと見る向きもあ

ろ。そこで、最後に立太子に關する上表が實質的意味を持つていたこと、そしてその公卿上表の意義が薄れていく過程を示す事例を見る。

(d) 冷泉天皇立太子の上表

十世紀半ばの右大臣藤原師輔の日記『九曆』天曆四年(九五〇)六月十五日条(『御産部類記』所収逸文)には、村上天皇子憲平親王(のちの冷泉天皇。憲平の親王宣下は正確には七月であるが、ここでは便宜上全て親王とする)立太子に際して、村上天皇が右大臣藤原師輔へ上表の有無を諮った記事がある。まず長くなるが全文を引用する。

参内、召御前仰云、儲宮事、往代之例、速以行之、於大臣心如何者、復命云、左右只在聖断、非愚臣之可定申、但承伊尹傳仰之旨、戰懼無極、抑勤公卿上表之例、承和九年者。恒貞親王彼年七月依伴繼峯等謀反、被廢黜也、至八月、諸卿上表也、其時田邑天皇生年十有餘年、承運雖在彼親王、至于忽行其事、必可有所憚、見此氣色、所獻表也、仁和三年八月者、是忠親王為同腹之一男、抑勤次第一、法皇是第七郎也、仁和天皇鐘愛雖深、依其臈次之下、非無所憚、太政大臣昭宣公伺天氣之如此、相議

所表也、彼帝又生年十有餘年、然則件兩例非可相准、但延喜初皇太子四年十一月降誕、至于明年正月公卿上表也、幼稚皇子雖無表例、至于此般、頗有内謀云々、其故者、延喜天皇初加元服之夜、東院后御女妃内親王并今太皇太后共欲参入、而法皇承母后之命、被停中宮之参入也、其後彼妃内親王不幾而依産而薨、其時彼東院后宮聞浮説云、依中宮母氏之冤靈、有此妖云々、因之重可被停中宮之参入云々、而故贈太政大臣時平左右廻令参入也、法皇雖有怒氣、事已成也、不能遏給、大后不經幾程産男皇子、延喜天皇雖存旧例為恐法皇之命、不敢及其儀、贈太政大臣見此氣色、相議上表也、此事不見文簿、又雖乏相知之人、昔側所云承也、然則件例亦非可令准、又天安皇子三月降誕、十一月立為太子、今茲雖諒闇依事不得止也、貞觀皇子十二月降誕、明年三月為太子、是經三ヶ月也、朱雀院太上天皇延長元年降誕、三年十月為太子、件等例已無上表、若早可被行者、何必待表請、加以左右大臣以下重服之人、何行其儀、若猶可待上表者、大臣等除服之後、八月以後被行者宜歟、仰云、遠期非所羨、勤先例、七月多行大事、無殊妨者、

来月可「遂行」之、抑進「向中宮」將語「聞此由者、

この記事の構成は、まず村上天皇が藤原師輔に対して、憲平親王立太子の可否を問い、それに対して師輔は立太子公卿上表の例を挙げる。①承和の変による恒貞親王廢太子の後、道康親王は十六歳であり適格者であったが、変後すぐ立太子を行うことへの批判を封ずるために、天皇の意向を体して上表した（承運雖「在」彼親王、「至」于「忽行」其事、「必可」有「所」憚、「見」此氣色、「所」獻「表」也）。②光孝天皇が同腹の長男を差し置いて七男の源定省（宇多天皇）を皇太子に立てようと望んだ際、藤原基経が「伺」天氣之如「此」い相議して上表した。③醍醐天皇が、宇多法皇と皇太后班子の不興を買っていた藤原穩子所生の保明親王を立てる際、宇多法皇の影響力を抑えるために、藤原時平が相議して上表した。以上三例である。この後師輔は、幼児が立太子する場合には必ずしも上表を要しないとするのであるが、師輔が挙げた例から、承和の変による廢太子に伴う立太子の場合、長子を差し置いた立太子の場合、<sup>(49)</sup>法皇の意向に背いた立太子の場合というように立太子に当たって何らかの問題がある場合には、公卿上表によって臣下の賛意を必要とする意識があったことが分かる。

また、この直前の『九曆』天曆四年六月十日条（『御産部類記』所収逸文）には、藏人藤原伊尹（師輔の長子）が師輔に、村上天皇が早く皇太子を立てたいと考えている旨を伝えていた記事があり、村上天皇の言葉として

就「中皇太子位不可」暫曠之由、古今所誠、近者陣中并后宮頻示「物恠、不慮之妖非」可「測知」、加以如「云々」者、有「成」祈願「之輩」者、若早不行、恐有「噬臍之悔」、而大臣期「明年」云々、頗似「緩怠」、抑件事或依「公卿上表、或雖」不「表請」而定行之。

とある。村上天皇は、物恠などを恐れて生後一月にも満たない（五月二十四日生）憲平親王の立太子を急ぐために、<sup>(50)</sup>公卿上表によるべきかどうかを相談しているのである。憲平親王に対して良からぬ祈願をする者を抑えて（有「成」祈願「之輩」者、若早不行、恐有「噬臍之悔」）、立太子を急ぎ行うために公卿上表を要するという意識は天皇の側にもあり、公卿上表が形式的なものとはされていないからである。

しかし、その一方でこれら『九曆』の記事は公卿上表の意義が薄れている様子も示す。ここで藤原師輔は幼児の場合には上表を必要としないと示すだけでなく、敢えて

上表を行うのならば、この時左右大臣（藤原実頼・師輔兄弟）が父藤原忠平の喪中であるので、除服が済む八月以降に行うべきではないかと述べ、さして上表を行うことに積極的ではない。さらに村上天皇が立太子を相談したのは、公卿筆頭の左大臣藤原実頼ではなく、憲平親王の外祖父右大臣藤原師輔である。外祖父に対して相談する辺りに、天皇が正統性を求める根柢の変容が表れている。すなわち、公卿の「総意」よりは外戚との合意が皇位継承に影響を及ぼしているのである。黒板伸夫氏は、十世紀半ば以降の王権の構造が、天皇と外戚によるミウチの権力の環の中にあることを指摘している<sup>(51)</sup>。この時期から、立太子などの重要事項も、必ずしも臣下の総意を示す手段としての上表という行為を必要としなくなっていたのであり、皇位はいわゆる撰関家と天皇との間で決定されるようになったのである。このような状況は十世紀後半からの藤原師輔流による撰関独占期において、さらに顕著となる。

### おわりに

以上検討したように、上表は律令制の整備とともに、君主（天皇）と臣下を直接結ぶ手段として用いられ、臣

下の意思表示の機能を有していた。上表の内容に関しては太政官が介入することではなく、中務省を通じて天皇のもとにもたらされる。上表は、基本的には個人が、天皇に対する意見具申や致仕・賜姓などの請願を行うために用いられる。しかし本稿で検討をしたように、公卿上表のように臣下全体の意志を示すために用いられることもあった。これは皇位継承に関わる側面で使われることが多く、天皇と臣下との支配者層間での意思確認や合意形成の役割を持つていた。上表によって示される「臣下の意志」は基本的には、天皇と臣下の合意形成のための手段であるものの、形式的ではなく、皇位継承者（皇太子）やその生母たる皇后などの正統性を臣下の側から確認する実質的意味を持つていた。また時として、上表による「臣下の意志」は天皇や法皇の意志を掣肘することまであった<sup>(52)</sup>。

しかしこうした公卿上表は、議政官が諸氏族によって構成されていたのが、天皇との血縁関係を権力基盤とする藤原氏や源氏が主となると、その意義は低下する。さらに十世紀半ばになってから藤原氏の優位と撰関政治が確立すると、実質的な意味を持たなくなる。皇位に関することは天皇と撰関家のミウチ間の合意で完結し、臣下

全体による推戴や合意形成は必要とされなくなるのである。

臣下の意志が王位継承などに影響を及ぼすことは大化前代から始まり、臣下としての貴族の性格が変わりながらも平安時代中期まで残り続けた。<sup>(94)</sup>この段階までは臣下に天皇が支えられるという意識が存続していたのである。その現れが公卿上表という手段であった。しかし平安時代中期までの藤原氏優位体制への変容の過程で、次第に臣下の総意によつて天皇の地位が支えられ、また臣下の総意が必要であるという意識は薄らぐ。これは言い方を変えると、十世紀を一つの画期として、皇位継承から藤原摂関家以外の臣下の存在が排除されたということであり、また天皇が、臣下の推戴を必要としなくとも成立する安定した地位を確立したということなのである。

### 註

- (1) 谷口昭「律令上申制の一考察―上表を中心として―」『矢野勝久教授還暦記念論集 現代における法と行政』法律文化社、一九八一年所収。
- (2) 森田悌「上表と奏状」、『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八年所収。初出一九八五年。
- (3) 黒須利夫「八世紀の上表儀―聖武朝を中心として―」

古代日本における公卿上表と皇位

- (9) 『年報日本史叢 一九九三』一九九三年。以下黒須A論文とする。及び「平安初期の上表儀」(虎尾俊哉編『日本古代の法と社会』吉川弘文館、一九九五年所収。以下黒須B論文とする)。なお書儀に関しては、黒須A論文と山田英雄「書儀について」(『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年所収。初出一九六八年)参照。
- (4) 相田二郎『日本の古文書』(岩波書店、一九四九年)七六五―七六六頁。
- (5) 『平安時代史事典』(角川書店、一九九四年)「じょうひょう」の項目。
- (6) 『独断』は後漢・蔡邕の撰。後漢末に成る、漢代の制度・事物を解説した書(神田信夫・山根幸夫編『中国史籍解題辞典』燎原書店、一九八九年)。
- (7) 漢代、上奏文の書式。書首に詔旨批頭を書込まれるやうに一幅の空所を存し、陳請する時にのみ用ひる。転じて章奏をいふ(『大漢和辞典』)。
- (8) 臣某と称することの意味は、尾形勇「臣某」形式と君臣秩序(『中国古代の家と国家』岩波書店、一九八三年)参照。
- (9) この所司とは女蕃寮、治部省ないし諸国のことである(僧尼令義解)。
- (10) 谷口前掲論文二九四頁。
- (11) 森田前掲論文六四頁。
- (12) 黒須前掲A論文六二―六三頁。
- (13) 黒須前掲A論文六九頁。
- (14) 「意見具申と古代の天皇」(『日本古代の政治と経済』

吉川弘文館、一九八九年所収) 八三頁。

(15) ②令釈 a にある「由<sub>レ</sub>太政官」は訴訟条だけではなく、称律令不便於時条の場合も含んでいる。称律令不便於時条は「本来律令規定の改変は太政官に申して審議するべきであり、勝手に変えてはならない。ただし天皇に上表して改変した場合は罪に問わない」という内容である。従って「先由<sub>レ</sub>太政官」後経<sub>レ</sub>中務<sub>レ</sub>上表」とは太政官不理の後中務省が担当するということにはならない。

(16) この箇所を、新訂増補国史大系本は「収置(収メ置ク)」とする。これは頭注にあるように、底本以下諸本はもともと「収量」とあったものを、萩本(萩野由之旧蔵増保己一校本写本)によって改めている。「置」と「量」は字形が似ているので、もともと「置」であったのが書写の際に書き誤られたと考えることもできる。しかし『令集解』三十五卷本系金沢文庫本(東山御文庫本、鷹司本、田中本、船橋本)、十卷本系金沢文庫本(内閣文庫本)ともに「量」である。

『令集解』文中では、「収置」の用例は多く見られるものの、「収量」の用例は見られず(水本浩典・村尾義和・柴田博子『令集解総索引』高科書店、一九九一年参照)、増保己一校本が改めたのもこうした理由に因ると思われる(萩野本は未見)。しかし無理に改めなくとも、公式令65陳意見条「凡有<sub>レ</sub>事陳<sub>レ</sub>意見」の古記に「其密封進者於<sub>レ</sub>太政官曹司」案量」とあることや、同条義解に「其意見書。皆先奏聞。而後隨<sub>レ</sub>事各下<sub>レ</sub>所司也。」(其レ意見ノ書ハ、皆先ズ奏聞シテ、而シテ後ニ事ニ隨ヒテ、各所司

ニ下スナリ)とあることと併せて、「奏而収量(奏シテ、収メ量レ)」とするべきであろう。

(17) 谷口氏は、「経<sub>レ</sub>中務<sub>レ</sub>而先由<sub>レ</sub>太政官」後経<sub>レ</sub>中務<sub>レ</sub>上表」を上表者―中務省―太政官―中務省―天皇と解釈し、跡記が上表者―太政官―中務省―天皇とするのと異なるとする。しかし「経<sub>レ</sub>中務<sub>レ</sub>而先由<sub>レ</sub>太政官」は、直前の「如<sub>レ</sub>此之類経<sub>レ</sub>中務<sub>レ</sub>」を受けて、中務省を経るというが、先ずは太政官に由れてから…ということであり、両者に違いはない。

(18) 谷口前掲論文二九四頁。

(19) 大漢和辞典には「経」に「すぢ。すぢみち」、由」に「へる。経歴する」の意があるとす。また公式令集解陳意見条の義解には「凡意見書者。其製稍異。不可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>表。而直上<sub>レ</sub>太政官。不由<sub>レ</sub>中務省」とある。これは「意見書」は上表ではないので、中務省が受納するのではないということをも「不<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>中務省」とする。

(20) 大隅清陽氏は律令制成初期に当たって、諸司の職務分担が確立するまでの移行措置として、弁官に事務が集中したこと、また律令制成初期の弁官が「諸司間における文書・事務の流れを直接かつ具体的に把握し、集中管理」しており、時代が降ると次第に弁官への集中が低下することを指摘している(「弁官の変質と律令太政官制」『史学雑誌』一〇〇―一一、一九九一年。七頁、一二頁)。なお前述のように、黒須氏は太政官の関与を、上表儀の特質の習熟度にも求める。

(21) この私案が穴記中に記される一学説であることは、伊

村吉秀「令集解『私案』と割注について」(『浜松短期大学研究論集』第三十号、一九八四年)一〇〇頁参照。

(22) 『日本後紀』弘仁十四年四月癸卯条の嵯峨太上天皇が淳和天皇に上表した記事には「其書函并机等装束、一同<sub>レ</sub>諸臣上表、但不<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>中務、直奉<sub>レ</sub>内裏」とあり、太上天皇の上表は中務省を経ない点が諸臣の上表と異なるのである。また『西宮記』臨時二抗表事は、臣下が辞表を出す際の手続きを述べるが、辞職者の「家司姪弟」が中務省に辞表を入れた函を進め、中務省は内侍に付して奏上することある。十世紀の儀式書では、「預由<sub>レ</sub>太政官」などということなく、上表の受納は中務省が行うとする。

なお『北山抄』巻第四拾遺雜抄下 賀表事には、承平七年正月七日、太政大臣の宣により上表文が作成され、その後中務省を召して上表をした例がある見える。これは公卿が主体となり連名で上表する賀表の場合であり、臣下の上表に太政官が関与することとは言えない。なおこの太政大臣は藤原忠平、賀表は朱雀天皇元服の賀表である。

(23) 『続日本紀』天平十二年八月癸未条。

(24) 例えば『日本書紀』推古天皇即位前紀に、崇峻天皇が暗殺された後に空位が続いた際「群臣請淳中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女、以将<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>踐祚。皇后辞讓之。百寮上表勸進。至于三乃從<sub>レ</sub>之。因以奉<sub>レ</sub>天皇之璽印。」とあり、即位を辞退する額田部皇后(推古天皇)に対して、百寮が上表して即位を勸進するところ。『日本書紀』の潤色の問題はあるものの、ここで群臣(百寮)の即位要請

古代日本における公卿上表と皇位

意志を表す手段として、上表の語が用いられていることに注意したい。また持統天皇六年二月乙卯条には、農繁期の行幸を三輪高市麻呂が上表をして諫めた記事がある。

(25) 早川庄八「律令制の形成」(吉村武彦・小笠原好彦編『展望日本歴史5 飛鳥の朝廷』東京堂出版、二〇〇一年)所収。初出一九七五年)一七一頁。

(26) 黒須前掲A論文六四頁。

(27) この上表文は、橘宿祢姓を賜いたい旨の経緯を述べており、文末に「志在<sub>レ</sub>尽忠」という語句がある。『文選』李善註にはこれと似た語句「得<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>其忠」があり、黒須氏が指摘するように前年の遣唐使帰国による唐制導入の影響が窺われる。

(28) 称徳天皇の「遺宣」によって皇太子に立てられた白壁王は、即位までの間、皇太子として政務を行った。従ってこの間の白壁王に対する上申文書は、制度上皇太子に対する上啓であるが、実際は天皇に対する上表と同じ意味を持つ。

(29) 『続日本紀』宝龜六年十月壬戌条の吉備真備薨伝に「(宝龜)二年、累抗<sub>レ</sub>啓乞<sub>レ</sub>骸骨。許<sub>レ</sub>之」とあり(公卿補任)も宝龜二年三月に「依<sub>レ</sub>累<sub>レ</sub>抗<sub>レ</sub>表<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>之」とする。大中臣清麻呂は天応元年(七八二)六月庚戌条で致仕が認められている。

(30) 尾形前掲論文。

(31) 新日本古典文学大系『続日本紀 四』(岩波書店、一九九五年)補注二五―三三。

(32) 長山泰孝「古代貴族の終焉」(『古代国家と王権』吉川



弘文館、一九九二年所収。初出一九八四年) 参照。

- (33) 藤森健太郎「九世紀の即位に付属する上表について」  
『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇年所収。  
初出一九九六年。

(34) 公卿は辞書的には撰関・太政大臣以下参議までの議政官と、三位以上を指す。本稿で用いる公卿上表とは、これら議政官が名を連ねて行う上表のことである。これは百官の総意を議政官が代表して述べるといふ形式を取るが、実際は議政官のみ、あるいは場合によっては議政官の中の特定の貴族の意志を示すものと考ええる。

(35) この場合の「太政官」は具体的には議政官を指し、八省は八省の各官人を指す。従って、これは百官の総意と言つてよい。なお、このときの議政官は、知太政官事舍人親王、左大臣長屋王、大納言多治比池守、中納言大伴旅人・藤原武智麻呂、参議藤原房前・阿倍広庭、非参議藤原宇合の八名である。

(36) 『続日本紀』神龜四年十一月辛亥条に「大納言從二位多治比真人池守引百官史生已上、拜皇太子於太政大臣第」とあり、光明子の実家である故藤原不比等第で百官が皇太子を拜している。なお、このとき左大臣長屋王ではなく大納言多治比池守が官人を率いていることに關しては、この立太子に対する長屋王の意志が反映しているとの指摘がある(寺崎保広『長屋王』吉川弘文館、一九九九年。二五七頁)。

(37) この四月辛巳条中の孝謙天皇の勅は「故朕窃計、廢此立大炊王、躬自乞三宝、禱神明、政之善惡、願示」

徵驗。於是、三月廿日戊辰、朕之住屋承塵帳裏、現天下太平之字、灼然昭著。斯乃上天所祐、神明所標」とあり、道祖王廢太子と大炊王立太子を考えていたところに、天下太平の瑞字が現れたと述べている。

(38) こうした百官上表は、議政官の主張(意志)を示す手段として用いられ、官人全員が賛意を示しているという形式が整えられている。従って、ここで官人たちに仲麻呂派と反仲麻呂派があることから、百官上表が百官全員の賛成意志であるかを問題とするのは無意味である。

(39) 岸俊男「光明立后の史的意義―古代における皇后の地位―」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年所収。初出一九五七年) 二四九頁。

(40) これは当時の議政官全員ではなく、從四位上参議清原長谷の名が欠けている。しかも新訂増補国史大系本の底本である谷森本では、清原長谷だけではなく参議源信の名も欠けている。国史大系本はこのうち源信は「公卿補任」により補うとするが、清原長谷は「公卿補任」承和元年の項に名があるにも拘わらず補っていない。記事の前後関係からは源信を補って清原長谷を補わない理由はない(清原長谷はこの年十一月に卒している)、あるいはそれに引きずられたのであろうか。公卿上表に源信と清原長谷の名が落ちていることの説明として断案はない。しかし『続日本後紀』の現存写本に關しては、多くの錯簡があることが指摘されている(佐伯有義「続日本後紀解説」(『増補 六国史』朝日新聞社、一九四〇年)、笹山晴生「続日本後紀」(『国史大系書目解題』吉川弘文

館、二〇〇一年）、遠藤慶太『続日本後紀』現行本文の問題点〔『平安勅撰史書研究』皇學館大学出版部、二〇〇六年所収。初出二〇〇〇年〕。従って写本を重ねる過程で両者の名が脱落した可能性がある。

(41) 佐伯有清『伴善男』（吉川弘文館、一九七〇年）一一八頁。

(42) 仁明天皇の父である嵯峨天皇は、在位十四年で弘仁十四年に大伴親王（淳和天皇）に譲位した。承和十五年の仁明天皇の在位は十五年である。あるいはここで嵯峨天皇の在位年数や元号の年数が意識されたことも考えられる。

(43) 柳沼千枝「踐祚の成立とその意義」〔『日本史研究』三六三、一九九二年〕。

(44) 『類聚三代格』延暦二十五年三月二十四日官符（卷十 四借貸事 応聴<sub>レ</sub>新任国司借<sub>レ</sub>貸正税<sub>レ</sub>事）は、桓武天皇歿後一週間後に出された太政官符である。これは平城の令旨を奉っており、平城が皇太子礼遇のまま地方行政のようない実質的政務を行っていたことを示している。

(45) 橋本義則「古代御興考―天皇・太上天皇・皇后の御興―」（上横手雅敬監修『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九五年所収）六二頁。

(46) 西本昌弘「桓武改革と神野親王廢太子計画」〔『続日本紀研究』三五九、二〇〇五年〕参照。

(47) 柳沼前掲論文四五頁。

(48) 遠藤慶太「続日本後紀」と承和の変」〔『平安勅撰史書研究』皇學館大学出版部、二〇〇六年。初出二〇〇〇

年）二七五頁。

(49) 光孝天皇の子女の数は諸説あるが、宇多天皇は『日本三代実録』仁和三年八月二十六日条（源定省立太子の記事）に第七皇子とある。宇多天皇の場合、光孝天皇と班子女王との間の長子は忠親王を差し置いたことや、臣籍降下していたことが立太子に当たって問題となったと思われる。

(50) 醍醐天皇の皇太子は、保明親王と慶頼王が相次いで夭折し、菅原道真の怨霊によることされた。そのため、慶頼王に代わって皇太子となった寛明親王（朱雀天皇）は三歳まで外に出さず御帳台の中で養育されたことある（『大鏡』朱雀院）。また村上天皇には憲平親王よりも先に藤原元方女祐姫所生の広平親王があった。ここで村上天皇が「物恠」や「不慮之妖」を恐れて立太子を急いだのは、こうした皇太子夭折の先例や、対立候補となるべき皇子の存在が念頭にあった。

(51) 黒板伸夫「藤原忠平政権に対する一考察」〔『撰問時代史論集』吉川弘文館、一九八〇年。初出一九六九年〕二二六頁。

(52) 丸山真男は、天皇と豪族層の「合議」や「共治」に関して「君主の権力に対するチェックやコントロールの権力が問題なのではなくて、むしろ君主の側からの諮問に対する応答と翼賛である。」と指摘する（『古代王制のイデオロギー的形成』〔丸山真男講義録』第四冊）日本政治思想史1964（東京大学出版会、一九九八年。一一四頁）。

(53) 『九曆』にその事情があるように、保明親王の生母藤原穩子(基経女)入内に当たっては、為子内親王入内を推す班子女王と宇多太上天皇が、穩子入内を妨げ、為子内親王歿後、穩子の兄である藤原時平が参入を謀ったとある。穩子入内は宇多太上天皇を怒らせたものの、どうすることもできなかった。そして、その穩子所生の保明親王立太子は、時平が醍醐天皇の意向を察して上表をして実現したとある。保明親王立太子は延喜二年であり、菅原道真左遷の後である。宇多太上天皇の政治的影響力は後退していたとはいえ、公卿の総意が保明親王立太子にあることを上表によって示すことは、宇多の意向に反する立太子を円滑に実現するために効果があったのである。

(54) 貴族層が、次第に天皇に依存する都市貴族化していくことに関しては長山前掲論文及び笹山晴生「平安初期の政治改革」(吉川真司・大隅清陽編『展望日本歴史』6 律令国家)東京堂出版、二〇〇二年所収。初出一九七六年)参照。

○史料出典

六国史・『令集解』：新訂増補国史大系(『日本書紀』は日本古典文学大系、『続日本紀』は新日本古典文学大系、『日本後紀』は訳注日本史料を適宜参照)  
 『養老律令』：『日本思想大系』 律令(岩波書店、一九七六年)、『西宮記』：神道大系(故実叢書及び尊経閣文庫本・壬生本の各写本を適宜参照) 『九曆』：大日本古記録 『説

文解字』：丁福保編『説文解字詁林及補遺』(台湾商務印書館) 『独断』：陳栄編『漢魏叢書』(台北新興書局影印本) 『文選』：中国古典文学叢書(上海古籍出版社) 『大唐六典』：中華書局標点本 唐令：『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』

付記

本稿再校中に加藤麻子「律令文書行政の構築とその理念―議と上表―」(『日本史研究』五八二、二〇一一年二月)が発表された。「受納上表」の検討など、本稿と関わる点も含まれる。参照していただけると幸いである。